

## 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく処分基準要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)第18条、第19条第1項又は第23条の規定により知事が行う処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ハに規定する処分基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

### (処分)

第3条 処分は、法の規定に違反し、遊漁船の利用者の安全の確保若しくは利益の保護又は漁場の安定的な利用関係の確保に支障が生じると認められる場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 遊漁船業者又は遊漁船業団体が水産庁、海上保安庁又は都道府県警察に法違反等により検挙された場合
- (2) 遊漁船業者又は遊漁船業団体に対し行政手続法第2条第6号に規定する行政指導を行った後においても、その目的が実現されない場合又は実現される見込みがないと認められる場合
- (3) 遊漁船業者又は遊漁船業団体が自ら重大な事故に関係する場合

### (処分の事由及び内容)

第4条 処分の事由及び内容は、別表のとおりとする。

### (二以上の処分事由に当たる場合の処分)

第5条 遊漁船業者について一の作為又は不作為が二以上の処分の事由に当たる場合の処分は、最も重い内容による。

2 処分の内容の軽重は、重いものから、登録の取消し、事業の停止の命令(以下「事業停止命令」という。)、業務改善命令の順序による。

### (処分の加重)

第6条 遊漁船業者が事業停止命令の事由となる行為を行った日以前5年以内に法に基づく大阪府知事の事業停止命令を受けたことがある場合は、別表に規定する日数に30日に当該事業停止命令を受けた回数に乗じて得た日数を加えて得た日数を事業の停止を命ずる日数とする。

2 前項の規定により事業の停止を命ずる日数が150日を超える場合は、当該遊漁船業者に対する処分の内容は、登録の取消しとする。

(処分の減軽)

第7条 行政手続法第13条第1項の規定により意見陳述のための手続を執り、情状に酌量すべきものがあると認めるときは、次の各号に掲げる処分の内容は当該各号に定める処分の内容に減軽することがある。

- (1) 登録の取消し 180日の事業停止命令
- (2) 事業停止命令 別表の規定により命ずべき日数を二で除して得た日数(その日数に一日未満の端数がある場合は、一日に切り上げた日数)の事業停止命令

(適用除外)

第8条 第4条から第7条までの規定により処分を行うことが著しく不相当と認められる場合は、これらの規定を適用しないことがある。

2 前項の場合にあっては、その理由を明らかにする。

(処分の保留)

第9条 遊漁船業者又は遊漁船業団体が刑事事件に関係すると思料される場合が必要があると認めるときは、当該業者又は団体に対する処分を保留することがある。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

## 法違反による処分基準

| No | 処 分 事 由                          | 該当条項              | 処分の内容      | 参 考<br>( 罰 則 )        |
|----|----------------------------------|-------------------|------------|-----------------------|
| 1  | 変更の届出義務違反                        | 第7条第1項            | 30日の事業停止命令 | 100万円以下の罰金            |
| 2  | 変更届又は業務規程届の虚偽の届出                 | 第7条第1項<br>第11条第1項 | 30日の事業停止命令 | 100万円以下の罰金            |
| 3  | 業務規程の届出義務違反                      | 第11条第1項           | 30日の事業停止命令 | 100万円以下の罰金            |
| 4  | 遊漁船業務主任者の選任義務違反                  | 第12条              | 60日の事業停止命令 | 100万円以下の罰金            |
| 5  | 遊漁船業務主任者による業務遂行義務違反              | 第12条              | 業務改善命令     |                       |
| 6  | 気象情報の収集等義務違反                     | 第13条第1項           | 業務改善命令     |                       |
| 7  | 利用者名簿の備置き義務違反                    | 第14条              | 15日の事業停止命令 | 30万円以下の罰金             |
| 8  | 採捕に関する制限等の周知義務違反                 | 第15条              | 業務改善命令     |                       |
| 9  | 標識の掲示義務違反                        | 第16条第1項           | 15日の事業停止命令 | 30万円以下の罰金             |
| 10 | 名義貸し禁止違反                         | 第17条第1項           | 登録の取消し     | 3年以下の懲役<br>300万円以下の罰金 |
| 11 | 事業貸渡し等禁止違反                       | 第17条第2項           | 登録の取消し     | 3年以下の懲役<br>300万円以下の罰金 |
| 12 | その他の利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的利用を害する事実 | 第18条              | 業務改善命令     |                       |
| 13 | 業務改善命令違反                         | 第19条第1項第1号        | 60日の事業停止命令 |                       |
| 14 | 事業停止命令違反                         | 第19条第1項第1号        | 登録の取消し     | 1年以下の懲役<br>150万円以下の罰金 |
| 15 | 不正の手段による登録                       | 第19条第1項第2号        | 登録の取消し     | 3年以下の懲役<br>300万円以下の罰金 |
| 16 | 登録拒否要件に該当<br>(第6条第1項第2号、第4号～第7号) | 第19条第1項第3号        | 登録の取消し     |                       |
| 17 | 登録拒否要件に該当<br>(第6条第1項第8号、第9号)     | 第19条第1項第3号        | 60日の事業停止命令 |                       |
| 18 | 改善命令違反                           | 第23条              | 指定の取消し     |                       |
| 19 | 報告又は立入検査拒否等                      | 第24条第1項           | 45日の事業停止命令 | 100万円以下の罰金            |